

答 申 第 205 号
平成 29 年 1 月 10 日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩原 聡 央



個人情報の取得等について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第6条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、平成28年12月20日付け岐阜市福政第376号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 個人情報の取得等について

(1) 事案の概要

平成26年4月1日からの消費税率の引上げに際し、低所得者が受ける負担の影響を緩和するため、臨時福祉給付金事業が行われることになり、平成26年度は対象者1人当たり1万円（加算対象者は15,000円）、平成27年度は対象者1人当たり6千円、平成28年度は対象者1人当たり3千円を支給した。

今回、国の経済対策に臨時福祉給付金（経済対策分）（以下単に「臨時福祉給付金」という。）が盛り込まれ、軽減税率が導入される平成31年（2019年）9月までの2年半分として、対象者1人当たり15,000円を一括支給することになった。

そのため、臨時福祉給付金の給付対象者の確認を目的として、外部機関から個人情報を取得し、並びに福祉事務所生活福祉一課及び生活福祉二課が保有する保護台帳兼世帯名簿及び支援給付台帳兼世帯名簿の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

(2) 給付対象者

平成28年1月1日において本市の住民基本台帳に記載されている者で、市町村民税（均等割）が非課税であるもの。ただし、市町村民税課税対象者の扶養親族及び生活保護の受給者等を除く。

(3) 本人以外から取得する個人情報

取得する情報の概要	項目	取得元
・小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童等 ・障害児入所施設、指定医療機関、乳児院、児	氏名、性別、生年月日及び入所等年月日	都道府県、指定都市、児童相談所設置市

童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童等 ・児童自立生活援助事業に入所している児童等	
・障害者支援施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設に入所している児童等	児童の入所前の居住地の市区町村
・婦人保護施設に入所している児童等	都道府県
・母子生活支援施設に入所している児童等	都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村

(4) 利用目的以外の目的で利用する保有個人情報

目的外利用をする情報の概要	項目	保有課
生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者情報（平成28年10月1日現在における被保護者）	氏名、生年月日、性別及び住所	生活福祉一課、生活福祉二課
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給者情報（平成28年10月1日現在における受給者）		

2 意見

適当なものと認める。